

## 平成 28 年 3 月期決算の留意事項

平成 28 年 3 月期決算に関して、留意すべき項目を 3 つ Q&A 形式でピックアップしました。今決算に特有なものではなく、現行の会計制度において中小企業者にも関心を持ってもらえそうなもの、という視点で選んでいます。

ただし、以下の内容は公認会計士あるいは監査法人による監査が法定される大会社を想定した会計処理です。

### 【新株予約権証券の減損の要否】

#### 質問 ①

上場会社 A 社が発行した新株予約権証券を保有しており、その他有価証券に分類して投資有価証券に表示しています。この新株予約権は非上場で市場価格はありませんが、A 社の株価が低迷しているため、権利行使をすることは不利な状況にあります。当期末に新株予約権証券の減損処理は必要でしょうか。

#### 考え方

「その他有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とする。」とされています。当該時価とは、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額です。新株予約権証券は株式に対するコール・オプションとしての性格を有するため、普通株式の時価が著しく下落し、回復する見込みがないと見込まれるときには、その時価はゼロに近いと予想されます。したがって、期末に A 社の株式が低迷しているため権利行使が不利になっている状態であれば、新株予約権証券を減損処理する必要があると考えられます。



## 【土地を減損処理した場合の土地圧縮積立金の取崩】

### 質問 ②

税務上の圧縮記帳が認められる土地について、土地圧縮積立金を計上し、税効果会計の適用により繰延税金負債を計上しています。今般、この土地について減損処理を行いました。

土地圧縮積立金及び繰延税金負債を取崩すことになるのでしょうか。

### 考え方

**土地圧縮積立金**は、会計上は任意積立金として計上されていますから、一般の任意積立金の取崩と同様に考えて処理されます。また、税務上の益金算入に準拠して行われる土地圧縮積立金の取崩は、目的取崩ではありません。

このため、土地圧縮積立金に対応する土地を減損処理した場合でも、当該土地圧縮積立金及び繰延税金負債を取崩する必要はないと考えられます。なお、土地の減損処理に関して回収可能性がある場合には、繰延税金資産の計上を検討することになります。

## 【主要株主が連結子会社役員の場合の役員報酬の開示】

### 質問 ③

金融商品取引法の連結財務諸表における関連当事者取引の注記において、親会社 P 社の個人主要株主 B が重要な連結子会社である S 社の役員として受け取る役員報酬は、開示対象になるでしょうか。

なお、B は P 社の役員ではありません。

### 考え方

**関連当事者**注記における主要株主とは、「保有態様を勘案した上で、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の 10%以上を保有している株主をいう。」とされています。

その前に、関連当事者会計基準では、関連当事者との取引のうち役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払は開示対象外となっています。

したがって、B に対する役員報酬は開示対象外となると考えられます。